

インターネットを安全に利用するために

2月1日～3月18日はサイバーセキュリティ月間

知る・守る
続ける



近年、スマートフォンやタブレット型端末の普及により、時間や場所を問わずに、手軽にインターネットが利用できるようになりまし

た。その一方で、SNS（ソーシャルネットワークキ

SNSを安全に 使うために

■個人情報や個人が特定される情報はSNSなどに投稿しない 一度流出した個人情報

などを特定する情報となるため、自分自身の写真や日常生活圏が分かるような情報は投稿しないようにしま

■会ったことがない人とむやみに友達にならない SNS上で友達になろうと近

■現実世界で会おうとする人には警戒が必要 公開されている情報（年齢や性別

「電話番号や住所を教えてください」 「会おう」「写真が欲しい」

情報セキュリティ ハンドブック



内閣サイバーセキュリティセンターのホームページ <https://www.nisc.go.jp/>では、安心して使える

スマートフォンやインターネットを利用している、心配事がある場合や万が一被害に遭ってしまった場合は、市消費生活センター(616)1547、警察総合相談窓口(9110)、または近くの警察署にご相談ください。

もしもの時の 相談先

4 情報政策課(632)209



◎毎月10日は「もったいない残しま10(てん)の日」 家庭の冷蔵庫などの食品在庫を確認し、賞味期限や消費期限の近いものや野菜・肉などの傷みややすいものを積極的に使用して、料理の食べ切りや食材の使い切りなどを実践することにより、まだ食べられるのに廃棄される食品を減らしていきましょう。環境政策課(632)2409